

kuji

第1章

計画の基本的事項

本書は環境基本条例第8条に基づき策定した「久慈市環境基本計画」に掲げる進捗状況の点検結果を含め、環境の状況並びに環境施策の実施状況の概要を取りまとめたものです。

- 1 計画策定の背景
- 2 目的
- 3 位置づけ
- 4 期間
- 5 対象地域
- 6 主体
- 7 計画で扱う環境の範囲
- 8 施策の体系

1 計画策定の背景

久慈市では、市の環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取り組みの基本的な方向を示した「久慈市環境基本条例（以下、環境基本条例）」が2006年3月に施行され、その具現化に向けて環境に関する長期的な目標や施策の方向性等を示した「久慈市環境基本計画（以下、環境基本計画）」を2009年3月に策定しました。そして、この環境基本計画に基づき、市が目指す環境像の実現に向けて、市や市民・事業者がそれぞれの立場で環境の保全と創造のための取り組みを進めています。

環境基本計画策定後、2006年に策定された第1次総合計画の内容を基本とした第2次総合計画が2016年度に策定され、まちづくりの基本理念として「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち 久慈」を掲げ、新たな総合計画のもと動き始めています。

また、2005年2月に発効された京都議定書の後継となるパリ協定が2015年に合意され、地球温暖化対策に関する世界共通の長期目標が掲げられ、日本を含む全ての参加国に排出削減の努力が求められるなど、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

このような状況を踏まえ、久慈市の環境の現状やこれまでの推進状況を整理し、今後の環境課題に応じた、環境基本計画の策定を行います。

環境基本条例に掲げる4つの基本理念

基本理念1

環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

基本理念2

環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。

基本理念3

環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

基本理念4

地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

2 目的

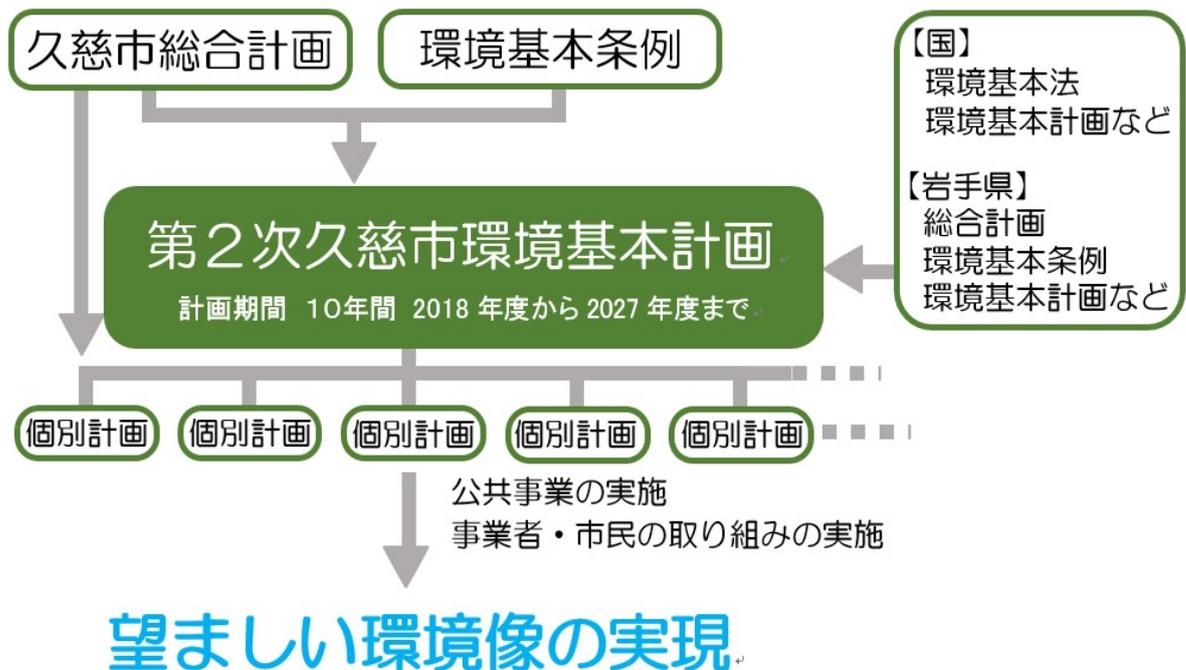
本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

そこで本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、本市が目指す望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、市、市民及び事業者が協力して取り組むことを目的とします。

3 位置づけ

本計画は「第2次久慈市総合計画」を上位計画とし、本市における環境行政の根幹として各施設や各分野の個別計画を環境という視点から整合性を持たせ、具体化していくための基本計画として位置づけられます。

本市のまちづくり、各種施設の環境に関するすべての事項については、本計画の方針に沿って策定、推進されます。



4 期間

本計画の期間は、環境施策が十分な成果をあげるために必要な期間として、また社会情勢の変化や科学技術の進歩による計画見直し時期として、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間とします。

また、「第2次久慈市総合計画」との整合を図るためにも、必要に応じて見直しを行うことで、本計画を着実に推進していきます。



5 対象地域

原則として、市域全体を対象区域とします。ただし、行政区域を越えて広域的な連携が必要となる取り組みについては、国、県、周辺市町村との連携を視野に入れ進めていきます。



6 主体

本計画では、環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民を主体とします。

主な役割



市

施設の整備などの事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めます。また、市民、事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。



市民

市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します（市民団体も含まれます）。



事業者

事業活動において法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努め、環境活動へも積極的に参加します。

7 計画で扱う環境の範囲

本計画は、環境基本条例で定める施策の基本方針に基づき、従来の環境問題であった典型 7 公害*や自然環境の保全などに加え、廃棄物問題、環境教育及び環境学習までを範囲に含めます。また、近年の環境問題は、地域的な問題だけでなく地球規模へ広がりをもつため、地球環境を保全する取り組みも含めます。

対象とする環境の範囲

生 活	大気、水、土壌、音、におい など
生 き 物	動物、植物、生態系 など
自 然	森林、農地、水辺地、公園 など
資源・地球環境	廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化対策 など
参加・協働	環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 など

8 施策の体系

施策体系を以下のとおりとします。

